

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第1（第5条の2関係）						別表第1（第5条の2関係）							
青少年の家の名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の使用料の額	青少年の家の名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の使用料の額
				高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般						高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般	
岩手県立 県南 青少年の家	研修室、音楽室、視聴覚室、創作室、作法室又はオリエンテーション室	1時間 までごとに1 室ごとに	9時から 17時まで	円	円		研修室、音楽室、視聴覚室、創作室、作法室又はオリエンテーション室	1時間 までごとに1 室ごとに	9時から 17時まで	円	円		
			17時から 21時まで	<u>150</u>	<u>300</u>				17時から 21時まで	<u>160</u>	<u>320</u>		
	体育館	1時間 までごとに	9時から 17時まで	<u>200</u>	<u>390</u>		体育館	1時間 までごとに	9時から 17時まで	<u>210</u>	<u>420</u>		
			17時から 21時まで	<u>240</u>	<u>470</u>				17時から 21時まで	<u>250</u>	<u>490</u>		
	多目的グラウンド又は野球場	[略]		<u>240</u>	<u>480</u>		多目的グラウンド又は野球場	[略]		<u>250</u>	<u>500</u>		
テニスコート	[略]			<u>230</u>		テニスコート	[略]			<u>240</u>			

	キャンプ場	[略]		<u>190</u>	<u>370</u>	
	宿泊室	[略]		<u>330</u>	<u>650</u>	
岩手 県立 陸中 海岸 青少年の 家	研修室、音楽室 又は視聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	<u>150</u>	<u>300</u>	
			17時から 21時まで	<u>200</u>	<u>390</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時から 17時まで	<u>240</u>	<u>470</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>620</u>	
	グラウンド	[略]		<u>240</u>	<u>480</u>	
	キャンプ場	[略]		<u>190</u>	<u>370</u>	
宿泊室	[略]		<u>330</u>	<u>650</u>		
岩手 県立 県北 青少年の 家	研修室、音楽室 、創作室、プラ ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	<u>150</u>	<u>300</u>	
			17時から 21時まで	<u>200</u>	<u>390</u>	
	スポーツホール	1時間 までご とに	9時から 17時まで	<u>240</u>	<u>470</u>	[略]
			17時から 21時まで	[略]	<u>620</u>	
ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		<u>240</u>	<u>480</u>		

	キャンプ場	[略]		<u>200</u>	<u>400</u>	
	宿泊室	[略]		<u>340</u>	<u>670</u>	
岩手 県立 陸中 海岸 青少年の 家	研修室、音楽室 又は視聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	<u>160</u>	<u>320</u>	
			17時から 21時まで	<u>210</u>	<u>420</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時から 17時まで	<u>250</u>	<u>490</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>640</u>	
	グラウンド	[略]		<u>250</u>	<u>500</u>	
	キャンプ場	[略]		<u>200</u>	<u>400</u>	
宿泊室	[略]		<u>340</u>	<u>670</u>		
岩手 県立 県北 青少年の 家	研修室、音楽室 、創作室、プラ ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	<u>160</u>	<u>320</u>	
			17時から 21時まで	<u>210</u>	<u>420</u>	
	スポーツホール	1時間 までご とに	9時から 17時まで	<u>250</u>	<u>490</u>	[略]
			17時から 21時まで	[略]	<u>640</u>	
ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		<u>250</u>	<u>500</u>		

ゴルフ場					
スケート場	[略]		<u>430</u>	<u>580</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては1 人1足につ き <u>370円</u> 、 一般にあつ ては1人1 足につき <u>490円</u> 2 [略]
テニスコート	[略]			<u>230</u>	
キャンプ場	[略]		<u>190</u>	<u>370</u>	
宿泊室	[略]		<u>330</u>	<u>650</u>	

[略]

別表第2 (第3条、第6条関係)

青 少 年 の 家 の 施 設 の 名 称	利用料金の上限額						
	個人使用				貸切使用		
	区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩 ス	普通利用料	円	円	円	土曜日及び	円	円

ゴルフ場					
スケート場	[略]		<u>450</u>	<u>600</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては1 人1足につ き <u>390円</u> 、 一般にあつ ては1人1 足につき <u>510円</u> 2 [略]
テニスコート	[略]			<u>240</u>	
キャンプ場	[略]		<u>200</u>	<u>400</u>	
宿泊室	[略]		<u>340</u>	<u>670</u>	

[略]

別表第2 (第3条、第6条関係)

青 少 年 の 家 の 施 設 の 名 称	利用料金の上限額						
	個人使用				貸切使用		
	区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩 ス	普通利用料	円	円	円	土曜日及び	円	円

手 県 立 県 北 青 少 年 の 家	ケ	金（1回につき）	<u>190</u>	<u>510</u>	<u>690</u>	休日の利用料金（1時間までごとに）			
	ト	回数利用料金（6回につき）	<u>950</u>	<u>2,580</u>	<u>3,480</u>				
	場	定期利用料金（1シーズンにつき）	競技関係者	<u>3,800</u>	<u>10,320</u>	<u>13,920</u>	その他の日の利用料金（1時間までごとに）	<u>10,070</u>	<u>20,130</u>
			その他の者	<u>7,600</u>	<u>20,640</u>	<u>27,840</u>			
		附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	<u>160</u>	<u>440</u>	<u>580</u>	附属の設備の利用料金	放送設備（1時間までごとに）	<u>730</u>
		[略]					[略]		

[略]

手 県 立 県 北 青 少 年 の 家	ケ	金（1回につき）	<u>200</u>	<u>540</u>	<u>720</u>	休日の利用料金（1時間までごとに）			
	ト	回数利用料金（6回につき）	<u>1,000</u>	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>				
	場	定期利用料金（1シーズンにつき）	競技関係者	<u>4,000</u>	<u>10,800</u>	<u>14,400</u>	その他の日の利用料金（1時間までごとに）	<u>10,310</u>	<u>20,610</u>
			その他の者	<u>8,000</u>	<u>21,600</u>	<u>28,800</u>			
		附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	<u>180</u>	<u>460</u>	<u>610</u>	附属の設備の利用料金	放送設備（1時間までごとに）	<u>750</u>
		[略]					[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。